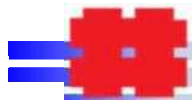


介護保険課支援係からの報告・連絡事項 について



介護給付費算定に係る体制等に関する注意事項

【加算に関する届出の提出期限】

◆加算が増える場合

- 訪問通所サービス 前月の15日まで
- 短期入所、施設サービス 当月の1日まで
- 緊急時訪問看護加算は届出日から算定可

◆それ以外の場合

- 事実が発覚したときに届出をお願いいたします。(事後でも可)

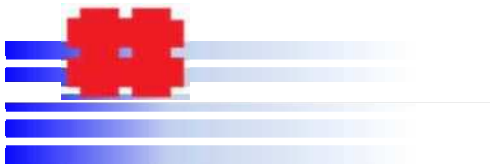
実績が必要な加算等について(一部抜粋) ①

サービス種類	加算等の名称	要件
訪問介護	特定事業所加算Ⅰ	介護福祉士等の有資格者の割合、利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅱ	(介護福祉士等の割合要件で算定する場合)介護福祉士等の有資格者の割合
	特定事業所加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	特定事業所加算Ⅴ	勤続7年以上の介護職員の割合
	同一建物減算	正当な理由なく、判定期間内における同一敷地内建物等に居住する利用者へのサービス提供の割合
訪問看護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	勤続年数7年(Ⅱの場合は3年)以上の職員の割合
	看護体制強化加算Ⅰ、Ⅱ	前6か月の利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算・特別管理加算を算定したものの割合、前12か月においてターミナルケア加算を算定した利用者の数ほか
通所介護	事業所規模区分	前年度1月当たりの平均利用延人員数が、① 750人以内(通常規模)② 900人以内(大規模型Ⅰ) ③ ①②に該当しない事業所(大規模型Ⅱ)
通所介護 地域密着型通所介護	中重度ケア体制加算	前年度又は、前3か月の利用者の数で要介護3～5の人の割合
	認知症加算	前年度又は、前3か月の利用者で日常生活に支障をきたすおそれのある症状や行動のある人の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしている場合でも算定可能)
居宅介護支援	特定事業所集中減算	正当な理由なく、前6か月に作成したケアプランで同一のサービス事業者による提供の割合
短期入所生活介護	看護体制加算Ⅲ、Ⅳ	利用者総数に占める重度要介護者の割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は 常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしている場合でも算定可能)

実績が必要な加算等について(一部抜粋) ②

サービス種類	加算等の名称	要件
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	日常生活継続支援加算Ⅰ、Ⅱ	(a)～(c)いずれかに該当すること (a)前6月間又は前12月間の新規入所者のうち、要介護4または5の者の占める割合 (b)前6月間又は前12月間の新規入所者のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMIに該当する者の占める割合 (c)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)
介護医療院	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)
特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	介護福祉士の割合、勤続10年以上の介護福祉士の割合 (Ⅲの場合は常勤職員・勤続7年以上の職員の割合を満たしていても算定可能)

(※) 介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算の同時算定はできません。



電子申請届出システム

＜岐阜市ホームページ掲載場所＞

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1029858.html>

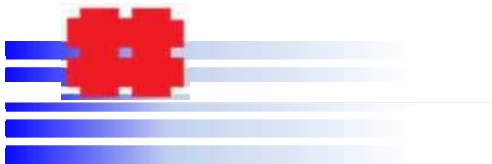
厚生労働省は、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現するため、「電子申請届出システム」の運用を開始しております。

なお、「電子申請届出システム」の利用には「GビズID」(デジタル庁)の登録が必要です。

岐阜市では、「電子申請届出システム」による申請届出等の受付を、**令和7年1月1日**より開始しております。

【対象の手続き】

- ・ 指定申請(新規)
- ・ 指定更新申請
- ・ 廃止・休止届 ・再開届 ・指定辞退届 ・指定を不要とする旨の届出
- ・ 変更届
- ・ 体制届(加算)



【必要な準備】

○GビズIDの作成

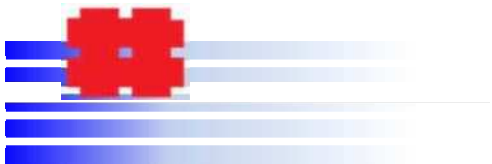
電子申請届出システムの利用には「GビズID」の登録が必要です。
IDを持っていない法人は下記リンク先よりアカウントを作成してください。
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

○登録情報提供サービスの利用手続き

登録情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコンの画面上で確認できる有料サービスです。

一部の申請等では、登記事項証明書(原本)の提出が必要ですが、登録情報提供サービスを利用すると、登記事項証明書(原本)を提出する代わりに、同サービスで発行された照会番号を通知することで、登記情報をシステム上で確認できるため、原本の郵送等が不要となります。

下記リンクで登録方法等をご確認ください。
(<https://www1.touki.or.jp/use/00-04.html>)



【電子申請届出システムへのログイン】

電子申請届出システムを利用した指定申請等にかかる申請届出等は、下記リンク先より行ってください。
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

【電子申請届出システムヘルプ】

操作ガイド_(介護事業所向け)、操作マニュアル_(介護事業所向け) 詳細版
(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true)



有料老人ホームの適切な運営及び定期報告について

1. 有料老人ホームの適切な運営のお願い

有料老人ホームにおいては、高齢者が安心して住み続けられる住まいとしての役割が期待され、入居者の居住の安定を確保する観点から、その安定的かつ継続的な運営が当然に確保されるべきであります。

岐阜市では、有料老人ホームの入居者の福祉と安定的かつ継続的な運営の確保を図るために、「**岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針**」を定めて有料老人ホームの事業者に対する指導を行っています。

事業者におかれましては、この指針の内容の確認、遵守をお願いします。

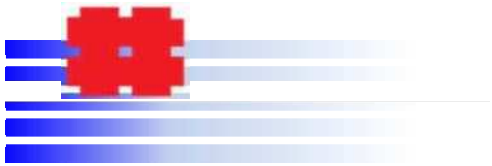
厚生労働省からも適切な指導等を徹底するよう通知がきており、岐阜市では、引き続き事業者に対し、適切な運営に向けた指導・助言を行ってまいります。

【参考】

岐阜市ホームページ 岐阜市有料老人ホーム設置運営指導指針

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004974/1004984.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 有料老人ホーム設置運営



2.有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底

有料老人ホーム設置後、定員の増減や利用料の見直し等、有料老人ホーム設置届の内容に変更があった場合は、**変更の日から1月以内**に「変更届」が必要です。（定員の増加を伴う変更又は介護保険事業計画との整合性を図る必要がある変更の場合は、事前協議を行ってください。）

【参考】

岐阜市ホームページ 有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底及び留意事項

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1004911/1004913.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード（介護保険） > 介護事業所・施設の指定等に関する様式 > 有料老人ホーム設置運営



3.定期報告（重要事項説明書等の提出）

毎年7月頃に、定期報告として、「岐阜市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」に基づき、重要事項説明書等の以下の関係書類を提出していただくこととしております。

令和8年度も7月頃に、定期報告の案内をする予定でおりますので、ご提出くださるようお願いいたします。

【提出書類（予定）】

(1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

(2) ①他業を営んでいる場合には、他業に係る（1）の関係書類
②親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る（1）の関係書類

(3) 役員及び施設長の変更について市に未届けの場合は、当該役員等の履歴書及び役員名簿

(4) 7月1日現在の重要事項説明書

(5) 「有料老人ホーム情報開示等一覧表」（7月1日現在）

(6) 事業収支計画
開設後3年以上経過している事業所は、「岐阜市有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」に基づき、少なくとも3年ごとに事業収支計画を見直すことが必要。その結果財務諸表との乖離が生ずるおそれがある場合には、その原因、対処方針等を提出（※そのおそれがない場合は提出不要）。

(7) 貴有料老人ホームの概要などがわかるパンフレット等

(8) 有料老人ホーム情報登録用Excel（Excelデータは岐阜市HPに掲載予定）



介護予防・日常生活支援総合事業者の定款の内容

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所を運営する各法人におかれましては、
定款に記載されている事業の目的をご確認ください。

【定款(事業の目的)の記載例】

- 介護保険法等に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護保険法に基づく第1号事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- 介護保険法に基づく第1号通所事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業

- ・ 現行定款の事業目的に「老人居宅介護等事業」と記載されている場合は、総合事業の第1号訪問事業が含まれますので、定款の変更は不要です。
- ・ 現行定款の事業目的に「老人デイサービス事業」、「老人デイサービスセンター」等と記載されている場合は、総合事業の第1号通所事業が含まれますので、定款の変更は不要です。
- ・ 医療法人、社会福祉法人等は、定款変更の前にそれぞれの所管部署に確認を行ってください。

業務管理体制

- 平成20年介護保険法改正により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、介護保険法に規定する法令遵守等の義務の履行の確保のため、業務管理体制の整備が義務付けられています（介護保険法第115条の32）。
- 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所または施設の数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を行政機関に届け出る必要があります。

【業務管理体制の整備内容】

事業所数に応じて届出内容が異なります。

		事業所数		
		1以上20未満	20以上100未満	100以上
整備内容	法令遵守責任者の選任	○	○	○
	法令遵守規程の整備	—	○	○
	監査の定期的な実施	—	—	○

- 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合はそれぞれを1事業所として数えます。例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。
- みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれない。

【整備状況の届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長（岐阜市）
⑤ 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長（岐阜市）
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事（岐阜県）

GIFU CITY



【届出方法】

届出については、「業務管理体制の整備に関する届出システム」を活用した電子申請が可能です。
なお、従来どおり、郵送、電子メール等による届出もできます。

業務管理体制の整備に関する届出システム（外部リンク）

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do>

【届出様式】

厚生労働省ホームページの「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について」から届出様式をダウンロードすることができますので、確認してください。

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について（外部リンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html

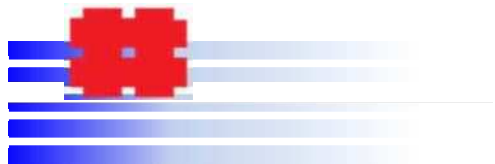
【届出業務管理体制の一般検査について】

- ・ 岐阜市では、業務管理体制の整備に関する届出内容等を確認するため6年ごとに一般検査を実施します。
- ・ 一般検査においては、各事業者から岐阜市に「業務管理体制報告書」を提出をすることとしています。
- ・ 一般検査の対象となる事業者につきましては、岐阜市より個別に通知をいたします。

岐阜市ホームページ 介護サービス事業者業務管理体制

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1004845.html>

トップページ > 健康・福祉 > 介護保険 > 介護サービス事業者の方へ > 介護サービス事業者業務管理体制 **GIFU CITY**



事件・事故の報告

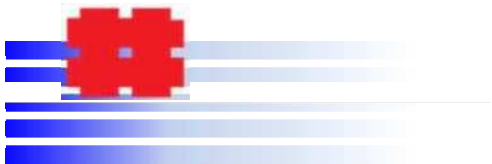
サービス提供中の利用者の事故等での報告の範囲

- 医療機関を受診または入院した場合
- 事業所以外でも、利用者自身や第三者が事故の起因となる場合
- 利用者の疾病により死亡したと考えられる場合でも、死因に嫌疑の可能性のある場合
- 施設内における事故のほか、送迎、通院、レクレーション中などの施設外の事故も含む

コロナやインフルエンザ等における感染症に係る報告書の範囲

10名以上又は全利用者の半数以上の同一の感染が発生した場合

※発生時のみの報告とし、その後の経過についての報告は不要です。



報告の提出方法

- ・ 事故の報告書は原則として市の様式を用いて報告してください
- ・ 事件及び 事故発生後はメールもしくは FAX にて速やかに報告をしてください
- ・ メールやFAX での報告が早急にできない場合は 、電話にて一報を入れてください
- ・ 毎月 、ヒヤリハットなどを見直し 、事故等報告すべきものがあれば 、その時点で報告書を提出してください

〈第 2 報について〉

- ・ 事故発生後 、1 週間以内に第 2 報の報告を提出してください
- ・ 第 2 報の報告には 、事故防止委員会の議事録等を添付してください

提出先 介護保険課 支援係

提出方法 メール kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp もしくは FAX 058-267-6015

事故・事件発生時の報告事項各様式の掲載場所

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004972/1004987.html>

岐阜市トップページ> 健康・福祉 > 介護保険 > 申請書ダウンロード(介護保険)
> 事業所・施設における事故・事件報告の様式等

GIFU CITY

事故・事件等報告書 様式①

報告対象	報告期限	報告事項
(1)サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡 ・重症	・発生(発見)から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
・上記以外	・発生(発見)から1週間以内に報告	・様式1-3による
(2)虐待(疑いを含む)	・発生(発見)から24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
(3)火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から24 時間以内に報告	・様式2-1(総括表) 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2(個票)
(4)入所者等の行方不明	・発生(判明)から24 時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3による
(5)法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生(判明)から24 時間以内に第一報を報告	・任意様式

事故・事件等報告書 様式②

報告対象	報告期限	報告事項
(6)食中毒・感染症 (疥癬を除く。)	ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	(介護保険課及び高齢福祉課への報告) ・様式4-1、4-2、5-1、5-2による (地域保健課への報告) ・感染症に係る集団発生報告書による
疥癬	・発生(発見)から1週間以内に報告	(介護保険課及び高齢福祉課への報告) ・様式5-1、5-2による
(7)災害	・速やかに報告	・様式6による
(8)その他、報告が必要と認められる 事故・事件の発生	・速やかに報告	・任意様式

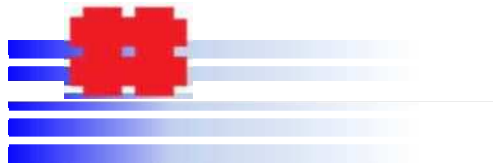


虐待の防止のための必要な取り組み

※次の内容を満たしていない場合は減算の対象となる

- 虐待防止委員会の設置及び定期的な開催（法人全体でも可）
- 虐待の防止のための指針の整備（法人全体でも可）
- 従業者に対する研修
- 上記の事務に係る担当者の配置（事業所ごと）

また、上記の内容を運営規定上に記載をお願いいたします。

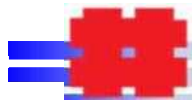


業務継続計画の策定

※未実施の場合は減算となる

- 厚生労働省のガイドラインや動画を参考に策定を

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00002.html



訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所が無いために駐車禁止場所に駐車せざる得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能です。

駐車禁止場所における駐車許可の申請について

オンライン申請

警察関係のオンライン手続について（遺失物関係以外）

（<https://www.npa.go.jp/policies/application/shinseisys/index.html>）をご参照ください。

各警察署にメールしても対応はできません。

（ア）・（イ）のいずれかに該当する場合のみ対象（該当しない方は、各警察署窓口でお手続きをお願いします。）

（ア）過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち

- ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

（イ）許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

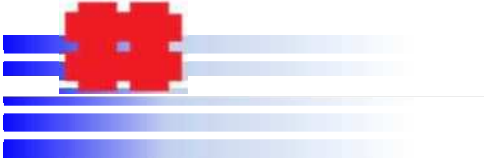
警察署にて申請

岐阜県警察申請届出手続案内・様式ダウンロードサービス (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5493.html>)

添付書類：駐車場所図2枚、自動車検査証の写し2枚、その他

提出時期：駐車する日の3日前（行政庁の休日を除く）

提出先：駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課



香料及び農薬使用の自粛

岐阜市では、香料や農薬に含まれる化学物質等による健康被害の防止を呼びかけています。

岐阜市ホームページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/bouhan/1001670/1001703/1001712.html>

化学物質過敏症について

化学物質過敏症とは

わずかな化学物質に反応して、身体的または精神的に様々な症状が生じます。原因の化学物質にさらされなくなると、それらの症状が改善したり、治癒したりします。

しかし、原因の化学物質に反応すると、再び同じような症状が生じます。化学物質に反応するかどうかは個人差が大きく同じ化学物質でも発症する人、しない人がいます。

原因となる化学物質

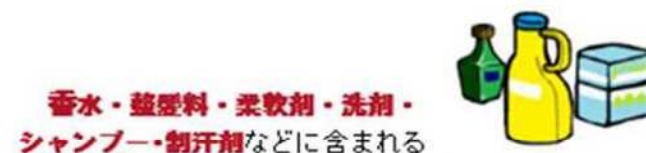
世の中の化学物質のすべてが原因になりえます。身近な化学物質として殺虫剤や農薬を始め整髪剤や香水などの香料、自動車などの廃棄ガスが原因になりやすいと考えられています。

化学物質過敏症の対応と予防について

化学物質過敏症の予防の一つに、原因の化学物質にさらされないようにする方法があります。香水や柔軟剤などの香りの強いものは使用をしない、または、控えるなどの配慮をお願いいたします。

香料自粛のお願い

～その香りに困っている方がいます～



香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・シャンプー・制汗剤などに含まれる

香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。



※「化学物質過敏症」※に由来ですか？

ある程度の量の化学物質にさらされる、皮膚でも呼吸器でもさらされることで発症するといわれています。また、いったん発症になると、その以降は少量の化学物質に対しても、頭痛、めまい、気管支炎の症状など、様々な症状があらわれるといわれています。